

## 令和4年度事業計画

公益社団法人千葉県浄化槽検査センターは、千葉県における浄化槽指定検査機関として浄化槽法定検査の実施について重い使命と役割を担っています。

平成29年度からは一般財団法人千葉県環境財団も浄化槽指定検査機関として指定され、二つの指定検査機関で千葉県の法定検査を実施しており、徐々に受検率の改善は見受けられますが、都道府県別の法定検査受検率の状況の中では、継続して最下位レベルで推移しており、なお一層の検査体制の充実・強化を目指す必要があります。

令和4年度は、県、市町村及び関係団体との意見交換等を通じて連携強化を図り、千葉県環境財団と協力して千葉県の法定検査受検率のより一層の向上を目指していくとともに、検査センターとして検査の信頼性をより一層向上させるよう努めてまいります。

### 1 公益法人運営事業

定時総会、理事会及び業務執行役員による執行委員会を定期的に開催するとともに、情報公開に努め、公益社団法人としての適正な法人運営を行います。

### 2 法定検査事業

#### (1) 法定検査の実施

県民の身近な水環境及び生活環境を保全し、公衆衛生の向上に寄与することを目的として、浄化槽法第7条及び第11条に基づく法定検査を実施し、必要に応じて管理者等に対し改善するための助言を行います。

法定検査の実施状況については、浄化槽法及び浄化槽法定検査実施要領に基づいて、特定行政庁、県及び保健所設置市に対して毎月報告するとともに、緊急に改善を要する事例等については、速やかに関係行政機関に通知し、対応を協議します。

また、法定検査を実施していない浄化槽管理者に対しては、県及び保健所設置市並びに関係団体と連携して受検指導・受検案内を実施することに加え、検査センター独自の受検案内等を行い、浄化槽管理者への受検促進の強化を図って、検査基数の増加を目指します。

令和4年度における法定検査の目標基数は、7条検査3,650基、11条検査55,650基（うち11条BOD検査19,000基）の合計59,300基とし、その達成を目指します。

## 令和4年度の法定検査実施目標

区 分	R04 目標	過去5年間の実績					
		R03	R02	R01	H30	H29	
7条検査	3,650	3,152	3,169	3,033	1,282	4,714	
11条検査	全項目	36,650	29,338	28,050	29,012	29,277	31,211
	BOD	19,000	17,094	17,124	15,519	17,693	20,527
	小計	55,650	46,432	45,174	44,531	46,970	51,738
合計	59,300	49,584	48,343	47,564	48,252	56,452	

### (2) 検査体制の充実・強化

年間検査目標を達成するため、検査体制の充実・強化が必要であることから、検査員については、現在22名（他に検査員有資格者2名）ですが、さらなる検査基数の増加に向けた体制の整備や、検査員の欠員が生じた場合でも検査体制を損なわず事業を継続させる観点から、検査員の増員を図ります。

検査員の増員に当たっては、ハローワーク（公共職業安定所）への求人活動を引き続き実施するとともに、求人情報会社を活用した求人活動等を積極的に実施していきます。

また、効率的な検査業務を行うため、直行直帰検査の弾力な実施などの検査体制の充実を随時行ってまいります。

11条BOD検査については、現在は採水委託契約業者91社で嘱託採水員約400名ですが、検査基数を拡大していくため、嘱託採水員の増員と育成を図るための以下の取組や採水委託契約業者の増加を図る取組等を積極的に実施することにより、BOD検査の推進に努めます。

①検査センターの要項で規定されている嘱託採水員となるための講習会の受講資格である「実務経験2年以上」の要件に関して、撤廃等制度の見直しについて県及び関係団体と協議しながら検討して、要件の緩和などを行うことにより、嘱託採水員の増員を図ります。

②嘱託採水員が受講する採水員講習会の内容について検討し、より充実、強化していくことにより、嘱託採水員の能力の向上を図ります。

### (3) 受検率向上の取組み

#### ア 行政等との連携した受検指導

県・市町村及び千葉県環境財団等の関係団体との密接な連携のもと、法定検査の周知・啓発、浄化槽管理者に対する指導、受検促進の取組みの強化を図ります。

特に、令和4年度に県が実施を予定している51人槽以上の大型槽及び事業所設置の浄化槽に対する集中受検指導における未受検浄化槽管理者への県の指導文書とともに検査センターの受検案内の送付を行います。さらに、検査センターの自主事業として、3ヶ月経過して回答のない浄化槽管理者に対して、検査センターの督促受検案内に、県の督促指導文書を同封して再送付を行い、受検を促していきます。

また、県及び保健所設置市における浄化槽台帳の整備に協力し、実際に浄化槽を使用・管理される方の把握に努めることで受検率の向上を目指します。

#### イ 「登記情報提供サービス」を活用した受検申込みの促進

法務省の外郭団体が運営する「登記情報提供サービス」を利用して、建売住宅等における売却後の浄化槽所有者（浄化槽管理者）が確認できない物件や、設置場所住所の住居表示の確認できない物件について、新設浄化槽の所有者及び住所等の確認を行い、当該サービスを利用して得た情報を基に受検案内を送付することにより、7条検査の受検申込みの増加を図ります。

#### ウ 一括契約制度の促進

平成25年度から導入した保守点検、清掃業務と法定検査を一括して契約する「一括契約制度」は11条検査の受検依頼獲得に有効であることから、県、保健所設置市、千葉県環境財団及び千葉県環境保全センターと連携して、11条BOD検査採水員講習会や浄化槽管理士研修などの、保守点検業者を対象とした各種講習会等において、契約促進についてさらなる協力を依頼し、一括契約のより一層の促進をいたします。

### (4) 指定検査機関としての信頼性の確保

内部監査体制の確立と検査員の精度管理を強化し、職員の資質向上のための研修（全国浄化槽研究集会等の知識・技術の研修や検査センターのコンプライアンス研修等）を実施するとともに、「浄化槽法定検査実施要領」等の検査関係の諸規程に基づき検査業務を実施することで検査の質の向上等を図り、信頼性を確保してまいります。

併せて、BODの分析に関する実務経験者を更に雇用し、検査センターにおいてBOD分析の一部を自社実施する体制を強化します。

### 3 啓発・情報提供事業

エコメッセ等の環境保全行事が開催される場合には、関係団体などと連携を取りつつ、積極的に参加してまいります。

また、ホームページを活用して浄化槽の適正管理の重要性と合併処理浄化槽への転換促進などについての情報を引き続き発信していくとともに、上記2（3）アに既述のとおり、令和4年度に県が実施を予定している51人槽以上の大型槽等の未受検浄化槽管理者への資料送付など行い、意識啓発の取組を実施いたします。

### 4 浄化槽に関する基本情報整備・運用事業

行政機関（千葉県水質保全課、地域振興事務所10か所）、千葉県環境財団との連携により、浄化槽管理データを共有化し、水環境の保全のために有効活用を図ってまいります。

さらに、改正浄化槽法では、県及び保健所設置市に対して浄化槽台帳の作成が義務付けられたことから、千葉県全体の浄化槽管理データ（約548,000基）の照合作業・整備作業に協力し、県内の浄化槽設置状況の実態把握に努めます。